（様式１）

令和　　年　　月　　日

保護者　様

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

桐生市立菱小学校
校長　森　正樹

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第１９条の規定により出席停止となります。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は次のとおりです。

＜新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準＞
発症した後５日を経過し、かつ、症状軽快した後１日を経過するまで。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。回復後、登校再開にあたっては、**保護者が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。**

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たす必要があります。

※以下保護者記入

学校長　様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

年　　組　　番　氏名

１ 受　診 （自己検査の場合は記入不要）	（１）診　断　日	令和　　年　　月　　日
	（２）医療機関名	

２ 療　養	（１）発　症　日（※１） （無症状の場合は検体採取日）	令和　　年　　月　　日
	（２）症状軽快日（※２） （無症状の場合は記入不要）	令和　　年　　月　　日
	（３）登校再開日（※３）	令和　　年　　月　　日

※１　発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。
※２　症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。
※３　登校再開は、発症日（無症状の場合は検体採取日）を０日目とし、翌日から数えて５日を経過し、かつ、症状軽快日を０日目として１日を経過していること。
※　新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止基準を満たすこと。
（インフルエンザの出席停止期間の基準：発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで）

令和　　年　　月　　日　保護者氏名